

魚津市告示第40号

自動車騒音の限度に係る指定地域内における市長が定める区域の指定について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づき、自動車騒音の限度に係る騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内における市長が定める区域を次のとおり指定する。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

自動車騒音の限度に係る指定地域内における市長が定める区域

区分	区域
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)

備考 この表に掲げる地域は、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（適用）

2 この告示は、平成24年3月31日現在において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている地域について適用する。